

2015(平成27)年度 法学既修者入学試験問題(2月試験)

民法

(120分, 総点150点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題冊子は, 表紙を含めて4ページで, 問題は3問ある。
2. 解答用紙は3枚配布する。解答は解答用紙に記入し, 解答の末尾には, 「以上」と明記すること。また, 用紙が不足した場合には, 追加の用紙を配布するので, 挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として, 白紙を1枚配布する。ただし, 下書き用紙の提出は認めないので, 必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号, 氏名記入は, 監督者の指示によること。また, 「管理番号」欄は, 大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には, 応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお, 試験中の発病等やむを得ない場合には, 挙手により監督者に知らせ, その指示に従うこと。
7. 試験終了後は, 監督者の指示があるまで, 各自の席で待機すること。
8. 問題冊子及び下書き用紙は, 各自で持ち帰ること。

第1問

AはBに、その所有する甲土地上に抵当権を設定する手続を委任し、登記手続きに必要な情報を提供すると共に、委任状と実印を交付した。Bはそれを用いて必要な事務処理を終了したが、その後Aから実印の返還の請求がないのを幸い、それを用いて新たに委任状を偽造し、Aの代理人であるとしてA所有の乙土地をCに売却して引渡し、移転登記がなされた。

(1) Cは、Bに乙土地売却の代理権がないことについて善意無過失であったとする。AがCに対して乙土地の明渡と移転登記抹消登記を請求している。これに対して、Cはどのような主張をなしうるだろうか。(40点)

(2) (1)と異なり、Bに乙土地売却の代理権がないことについてCが悪意であった場合に、その後、Cが善意無過失のDに乙土地を売却して引渡しと移転登記がなされたとする。AがDに対して土地明渡並びに移転登記の抹消を請求している。この請求を認めるべきだろうか。(20点)

第2問

1 Aは、B所有のビルのワンフロアーをBから賃借し、スナックを経営していた。経営はうまくいき、顧客数が増加したため、Aは、同じ方式で経営する新たな店（以下2号店という）の開店を計画し、隣のビルに適当な空き室があったのでその所有者Cから同室を賃借し、2号店を開店した。2号店の開店にあたり、Aは、初めに経営していたスナック（以下1号店という）の店長として従業員Dを選び、Dに1号店の経営全般を任せることとし、Aは2号店の経営に専従することにした。しかし、これらの事実がBに伝えられたことはなく、Aは、Bの承諾を得ることなくこのような経営形態をとったものである。

Bは、1号店の経営者がDに変わったことを捉えて、これは無断転貸であるとして民法612条2項によりAとの賃貸借契約を解除し、フロアーの明渡しを請求してきた。

A・B間の賃貸借の契約期間はまだ1年半ほど残っており、また、1号店の家賃の支払いは従前通りAが行なっている。

Bのこの請求は認められるか。Aからの反論を考慮しながら検討しなさい。（30点）

2 Aタクシー会社の運転手であるBは、勤務中に、乗客Cを乗せて目的地であるCの自宅に向かう途中、Cとの会話に興じてわき見運転の状態になり、自己の運転するタクシーを街路樹に激突させ、Cを負傷させた。

Cが、A、Bに対して損害賠償を請求する場合に、民法上、それぞれどのような法的構成によって請求することが可能であるか（特別法については論じなくてよい）。

(30点)

第3問

Aが死亡し、配偶者Bおよび子C、Dが相続人となった。Bは、兄EがFから借りた500万円の債務について連帯保証する契約をFと締結していた。

以下の設問に答えなさい。

- (1) Aの死亡の3か月前に、FはEの期限の利益喪失を理由として、Bに連帯保証債務の履行を求める文書を送っていた。Bは、相続を承認すると、Fからの支払い請求が強まると危惧し、Aの死亡の1か月後に家庭裁判所に相続を放棄する旨の申述書を提出し、受理された。

Fは、Bの相続放棄が詐害行為に当たるとして、その取消しを求める訴えを提起した。この訴えは認められるか。(15点)

- (2) Aの死亡後、B、C、Dは遺産分割協議をおこない、遺産に含まれる建物甲についてCが所有権を取得する旨の協議を成立させたが、未登記のままであった。その後、FはEの期限の利益喪失を理由として、Bに連帯保証債務の履行を求め、甲建物につきBを代位してBが二分の一、CおよびDがそれぞれ四分の一の持分で、相続を原因とする所有権移転登記手続きをおこなった。

Cが、甲建物が自己の所有である旨を主張して、所有権移転登記の抹消を求める訴えを提起した。この訴えは認められるか。(15点)